



あなたの個人情報を守ります

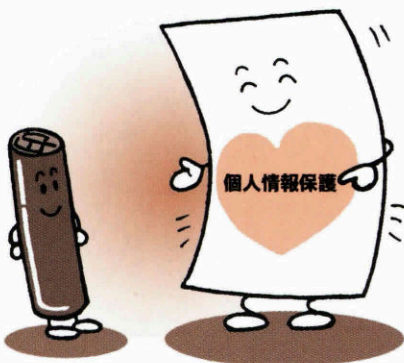
「個人情報保護条例」

制定の目的は？

近年、高度情報通信社会が進展し、情報通信技術の活用によって大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動の面でも国民生活の面でも不可欠のものとなつていきます。その一方、個人情報は個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものです。

皆さんは、IT社会により便利になった反面で、個人の人格に関わる個人情報が不適正に取り扱われることで、プライバシーをはじめとする個人の権利・利益が侵害されてしまうのではないかといった不安を抱かれてはいませんか。

こうした社会状況下で、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利・利益を保護することを目的として、今年5月30日に、「個人情報の保護に関する法律」が公布され、同時に一部施行されました。



そして長門市でも「個人情報保護条例」を制定したわけです。

個人情報とは？

氏名や住所、生年月日、電話番号、健康状態、家族状況、職業、収入などの個人に関する情報で、特定の個人がわかってしまうすべての情報をいいます。

個人情報を取り扱う実施機関は？

市長（水道事業を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会です。

実施機関（市）が守るべき義務は？

関係機関と連携を図りながら協力し、個人情報の収集・管理・利用など取り扱いについて具体的なルールを定め、市民の皆さんの個人情報を保護することです。

また、実施機関（市）の職員や過去に職員であった者、または実施機関から個人情報の取り扱いを託した者、その職務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用することを禁止し、県内では初めて罰則規定を定めています。

個人情報を

取り扱うルールとは？

条例では、市の各実施機関が個人情報を取り扱う際のルールを次のように規定しています。

- ① 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的達成の範囲内で収集します
- ② 個人情報は、適法かつ適切な方法により、さらに直接本人からまたは本人の同意を得て収集します
- ③ 思想、信条及び宗教に関する情報や社会的差別の原因となる情報は、法令等に定めがあるときを除いて、収集しません
- ④ 個人情報を取り扱っている事務をわかりやすく市民の皆さんにお見せするため、個人情報取扱事務目録を作成します
- ⑤ 収集の目的の範囲を超えて利用・使用はしません
- ⑥ 個人の権利および利益の侵害を防止するための措置がとられている場合を除き、電子計算組織を結合しての個人情報の提供はしません
- ⑦ 個人情報の漏えい、改ざんの防止その他適切な管理のため必要な措置を行います
- ⑧ 保有する個人情報は正確かつ最新の内容に保ちます。また、保存する必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄または消



去します

⑨ 個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、個人情報の保護のために必要な措置を行います。委託業者にも、個人情報の適正な管理のために必要な措置を実施させます

開示請求とは？

市が公文書に記録し保有している個人情報について、その開示を求めることができます。

開示請求ができる人は？

開示請求しようとする個人情報の本人であれば、どなたでも開示請求ができます。また未成年者の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができます。